

議案第 17 号

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有



野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例（昭和47年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「で、」を「であって」に、「3級の障害」を「3級の障がい」に、「及び児童福祉法」を「、児童福祉法」に、「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「の表に定める1級の障害の」を「に規定する障害等級が1級で」に改める。

第4条第1項中「で、」を「であって」に改め、同条第2項中「第3条」を「前条」に改める。

第5条中「する額」の次に「（付加給付その他の給付がある場合には、当該給付を控除した額）」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表の備考の規定に該当する者に係る助成金の額は、受給資格者又はその保護者が負担すべき一部負担金に相当する額（付加給付その他の給付がある場合には、当該給付を控除した額）から別表の備考に定める負担基準額を控除した額とする。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に係る負担基準額については、入院1日又は通院1回につき300円とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める3級の障がいのあるもの（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの

を除く。)

- (2) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が36以上50以下と判定された者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級若しくは2級の障がいのあるもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級であるものを除く。)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格者が受ける医療に要する費用に係る助成金について適用し、同日前に受給資格者が受けた医療に要する費用に係る助成金については、なお従前の例による。

## 提案理由

限られた財源を有効に活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現するための事業を継続して実施するため、助成に係る負担基準額に係る規定について所要の改正を行おうとするものである。



野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例 (昭和47年野田市条例第6号)

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 重度心身障がい者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級、2級又は3級の障がいのあるもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級であるものをいう。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 受給資格者の疾病又は負傷について、社会保険各法に基づく医療に関する給付を受けた場合において、当該受給資格者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者であって重度心身障がい者を現に監護するものをいう。以下同じ。)に対して助成金を支給する。</p> <p>2 助成金の支給は、<u>受給資格者が前条の規定に該当するに至った日から行うものとする。</u></p> <p>(助成金の額)</p> <p>第5条 助成金の額は、受給資格者又はその保護者が負担すべき一部負担金に相当する額(付加給付その他の給付がある場合には、<u>当該給付を控除した額</u>)から別表に定める受給資格者の属する世帯の区分に応じた負担基準額を控除した額とする。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 重度心身障がい者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、<u>身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級、2級又は3級の障害のあるもの及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に定める1級の障害のあるものをいう。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 受給資格者の疾病又は負傷について、社会保険各法に基づく医療に関する給付を受けた場合において、当該受給資格者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、<u>重度心身障がい者を現に監護するものをいう。以下同じ。</u>)に対して助成金を支給する。</p> <p>2 助成金の支給は、<u>受給資格者が第3条の規定に該当するに至った日から行うものとする。</u></p> <p>(助成金の額)</p> <p>第5条 助成金の額は、受給資格者又はその保護者が負担すべき一部負担金に相当する額から別表に定める受給資格者の属する世帯の区分に応じた負担基準額を控除した額とする。<u>ただし、付加給付その他の給付がある場合には、当該給付を控除した額とする。</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、別表の備考の規定に該当する者に係る助成金の額は、受給資格者又はその保護者が負担すべき一部負担金に相当する額(付加給付その他の給付がある場合には、当該給付を控除した額)から別表の備考に定める負担基準額を控除した額とする。

別表(第5条)

(略)

備考 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に係る負担基準額については、入院1日又は通院1回につき300円とする。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める3級の障がいのあるもの(児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級であるものを除く。)

(2) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が36以上50以下と判定された者(身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級若しくは2級の障がいのあるもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級であるものを除く。)

別表(第5条)

(略)